

【別紙 5】

データ受け渡しの機器、ネットワーク仕様

1 業務名

「吹田市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務」

2 本仕様書の目的

国民健康保険、後期高齢者医療制度の帳票作成に使用するデータを送信するための端末等機器及びネットワークの設置を行い、「吹田市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務」（以下「本業務」という。）の円滑な遂行を可能とする。

3 機器及びネットワークの接続条件

機器及びネットワークの接続条件は次のとおりとする。

- (1) 受託者と本市との間を繋いだ閉じられたネットワークを構築し、個人情報を含む本市の印刷委託データはそのネットワーク上での受託者へ伝送する。
- (2) 受託者は、吹田市情報セキュリティポリシーに基づき、本市のデータを扱う機器、ネットワークを外部と遮断する。
- (3) インターネット網を利用したネットワークは不可とする。
- (4) データ伝送には、IP - VPN（通信事業者の閉域網を用いた VPN）を用いるものとし、通信回線及び通信機器等、当該ネットワークに関わる全てのものは受託者にて用意するものとする。なお、本市建物内には NTT 西日本引き込みの光ファイバーケーブルが既に敷設されている。（ただし、高層棟 8 階端子盤まで。端末設置は高層棟 9 階の予定。）
- (5) データ伝送の際には、データの暗号化を必須とし、ログイン時に ID、パスワードなどを用いるなど、認証を行うことを必須とする。また通信データの完全性（改ざん、欠落等が無いこと）についても十分考慮すること。
- (6) 業務委託期間終了後は、受託者が用意した全てを撤去し、原状回復するものとする。
- (7) 回線速度については、概ね 1 Mbps 以上を確保する。
- (8) ネットワーク内で使用できる機器を制限できる仕組みを持つこととする。

4 本市の管轄とするもの

次のものを本市が対応し、費用負担するものとする。

【別紙5】

- (1) 本市で利用する端末の導入、設置
- (2) 本市で利用する端末に係るセキュリティ対策等の導入、設定
- (3) (1) 及び (2) の運用、保守、障害対応及び必要なバージョンアップ等の対応

5 受託者の管轄とするもの

次のものを受託者が対応し、費用負担するものとする。

- (1) 受託者で利用する端末の導入、設置
- (2) 受託者で利用する端末に係るセキュリティ対策等の導入、設定
- (3) 本業務に必要なファイル転送ソフトウェア等の導入、設定（本市端末にて利用のものも含む）
- (4) 本業務に使用するネットワークに関わる通信回線及び通信機器の導入及び設定
- (5) (1) から (4) の運用、保守、障害対応及び必要なバージョンアップ等の対応
- (6) 本業務に使用するネットワークにおける全ての経常経費

6 その他

その他データ受け渡しの機器、ネットワークに必要な事項については、本市と受託者との協議の上、決定するものとする。